

平成14年 臨時第5回

新得町議会会議録

開 会 平成14年 8 月 2 1 日

閉 会 平成14年 9 月 9 日

新 得 町 議 会

第 5 回臨時町議会会議録目次

第 1 日 (1 4 . 8 . 2 1)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
日 程 第 1 会議録署名議員の指名	3
日 程 第 2 会期の決定	3
諸般の報告 (第 1 号)	3
行政報告	4
日 程 第 3 諮問第 2 号 農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する 異議申立てに対する決定について	4
休会の議決	6
散会の宣告	7

第2日(14.9.9)

開議の宣告	10
諸般の報告(第2号)	10
日程第1 諮問第2号 審査結果について	10
閉会の宣告	12

第 1 日

平成14年第5回新得町議会臨時会

平成14年8月21日(水曜日)午前10時開会

議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告(第1号)
		行政報告
3	諮問第2号	農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立てに対する決定について

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告(第1号)

行政報告

諮問第2号 農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立てに対する決定について

出席議員(17人)

1番 川見久雄 議員	2番 藤井友幸 議員
3番 吉川幸一 議員	4番 千葉正博 議員
5番 宗像一 議員	6番 松本諫男 議員
7番 菊地康雄 議員	8番 斎藤芳幸 議員
9番 廣山麗子 議員	10番 金澤学 議員
11番 石本洋 議員	12番 古川盛 議員
13番 松尾為男 議員	15番 黒澤誠 議員
16番 高橋欽造 議員	17番 武田武孝 議員
18番 湯浅亮 議員	

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町			長	齊	藤	敏	雄
監	査	委	員	吉	岡		正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助			役	鈴	木	政	輝
総	務	課	長	畑	中	栄	和
農	林	課	長	浜	田	正	利
庶	務	係	長	鈴	木	貞	行
農	政	係	長	佐	藤	博	行
庶	務	係	員	森	本	哲	矢
農	政	係	員	竹	原	博	行

職務のため出席した議会議務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	渡		辺	美	恵
書			記	田		中	光	雄

開会の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席であります。

ただいまから、本日をもって招集されました、平成14年臨時第5回新得町議会を開会いたします。

(宣告 10時00分)

開議の宣告

◎湯浅亮議長 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

◎湯浅亮議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、13番、松尾為男議員、15番、黒澤誠議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

◎湯浅亮議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

今臨時会の会期については、議会運営委員会に協議をお願いしておりますので、その結果を委員長から報告願います。議会運営委員長、石本洋議員。

[石本洋議会運営委員長 登壇]

◎石本洋議会運営委員長 議長の指名により、議会運営委員会における協議の結果について、ご報告申し上げます。

本日招集になりました、第5回臨時町議会の会期につきましては、去る8月19日、午前9時30分から、議員控室において議会運営委員会を開催し、提出されます議件などを勘案し協議を行いました。

その結果、会期は本日から9月9日までの20日間と決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

[石本洋議会運営委員長 降壇]

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期臨時会の会期は本日から9月9日までの20日間といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月9日までの20日間と決しました。

諸般の報告(第1号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますのでご了承願います。

行 政 報 告

◎湯浅亮議長 町長から行政報告の申し出がありますのでこれを許します。斉藤町長。

[斉藤敏雄町長 登壇]

◎斉藤敏雄町長 8月5日、臨時第4回町議会以後の行政報告を行います。

8月7日には、住民基本台帳ネットワークシステムの住民票コードの発送をいたしました。これは、世帯主発送となっております、3,423通、町民一人一人でありますので、7,548人分の発送を終えております。

8月9日には、新得町建設工事安全連絡協議会設立総会が開催されました。これは、従前土建協会に加盟している業者によって工事の安全研修、あるいは啓発を行ってまいりましたが、今度は労働基準監督署の指導もございまして、工事にかかわる全業種が本協議会に加盟をいたしまして、公共工事あるいは民間需要の工事に対しましても、工事の安全に万全を期していくということになりました。

8月16日には、英語指導助手のアラン・スミス先生が、4年の任期を終えまして、アメリカに帰国をされました。後任のジャニーン・リンゼイさん、イギリスのスコットランド出身でありまして、25歳であります、このかたが8月26日に赴任される予定となっております。

8月19日には、西部行政体制検討会議が清水町で行われまして、これは新得・清水・芽室の3町で合併問題についての協議を進めてきているわけですが、この検討会議の中では、合併の効果とデメリットの検証と、それから広域行政の推進、そして現在の自治体運営の現状と課題と、この3分野について検討しておりまして、この後、事務的に整理を進めまして、10月から11月にかけて中間報告をしたいと。11月末までには、最終的な報告書をまとめて公表するというふうに打ち合わせをいたしております。これはご承知のとおり、合併の枠組みを決めたわけではないわけでありまして、ただいま申し上げました3町の広域の行政組織で、それぞれ管内五つのブロックに分かれて、その中でどういう問題・課題があるかということについて検討しているものであります。この結果がある程度、町民が合併問題を考えるうえにおいて参考資料となる、そうしたものに仕上げていきたいということで考えております。

また、8月20日、昨日でありますけれども、廃棄物減量等推進協議会が開催されまして、ごみ処理・リサイクル及び不法投棄の現状を報告いたしまして、併せてごみの有料化について、委員各位のご意見をいただいたところであります。会議の中では、金額の設定、あるいはごみの減量化に話題が集中いたしまして、今後衛生委員、あるいは町内会長会議での意見を踏まえながら判断をしてはどうかということになりました。

全体での賛成ではないものの、有料化の趣旨について、大筋理解がされたものと思われ、隣接町の状況や、出された課題を整理しながら、今後引き続いて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上であります。

[斉藤敏雄町長 降壇]

日程第3 諮問第2号 農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立てに対する決定について

◎湯浅亮議長 日程第3、諮問第2号、農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立てに対する決定についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。畑中総務課長。

[畑中栄和課長 登壇]

◎畑中栄和総務課長 諮問第2号、農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立てに対する決定についてご説明いたします。

平成14年6月12日、上川郡新得町新得西5線53-1十勝スカイスports協会、申立人代表者、会長、宮嶋望氏から申立てのあった、農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議に対して、別紙の決定書案のとおり決定することについて、議会の意見を求めるものでございます。

次のページをお開きください。

農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立てに対する決定書案。

異議申立人。新得町新得西5線53-1ふぁーでん内、十勝スカイスports協会。

上記代表者、会長、宮嶋望。

上記代理人。帯広市東3条南14丁目8番地、斉藤道俊法律事務所、弁護士、斉藤道俊。同じく弁護士、阪口剛。

平成14年6月12日付で行われた、農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分並びに行政財産使用期間更新許可申請不許可決定処分に関する異議の申立てについて、行政不服審査法第47条第2項の規定により、次のとおり決定する。

主文。本件異議申立てを棄却する。

理由。申立人は平成14年6月12日付で農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分並びに行政財産使用期間更新許可申請不許可決定処分を取り消し、各申請を許可する旨の決定を求めた。

よって、この異議の申立てを受理して審査するに、申立人が平成13年9月19日付農道離着陸場使用許可申請に対する不許可決定処分、平成13年9月27日付行政財産使用期間更新許可申請に対する不許可決定処分の取り消しの理由として挙げている事実は、審査基準に定める理由によらない違法な処分、裁量権の逸脱による違法不当な処分に要約することができる。

これらの諸点について調査・審査した結果は、次に述べるとおりである。

審査基準に定める理由によらない違法な処分。

農道離着陸場の利用に当たっては、農道離着陸場条例及び同施行規則に基づき使用の許可を進めるとともに、多目的利用に当たっては、地域住民の理解と合意を得ることを前提に進めてきた。

平成11年7月8日に新得ULPクラブ、高木福光氏より、農道離着陸場の利用打診があり、この時からウルトラライトプレーンによる多目的利用がスタートしたと考えている。

この時点で、施設の利用に関して高木福光氏に主旨を説明し、理解していただいたうえで、地域住民の理解と合意を得るため、同年8月6日に地域説明会を実施し、試験的飛行の同意を得たところである。

平成12年5月30日付で農道離着陸場使用申請書が十勝スカイスports協会、代表、宮嶋望氏から出され、同日付で許可書を交付した。期間は平成12年5月30日から平成13年3月31日までである。

許可により飛行が行われたが、平成12年7月18日以降、地域より騒音・安全性などの飛行についての苦情が起り、問題解決のために町、協会が説明に回るとともに、地域説明会を開催し理解を求めてきたところである。

地域住民の理解と合意の必要性については、審査基準として明文化していないが、地域説明会、同年9月11日及び11月15日の席上において、十勝スカイスports協会、代表、宮嶋望氏より、住民合意のうえで飛行をしていく旨の発言がなされ、十分理解をしているものと思われる。

周辺地域町内会としては、町内会全体で飛行に対する反対が確認されており、申立人の申請を許可することにより、地域住民の生命、身体または財産が侵害され公共の安全性を損ない生活を著しく障害し、公共の福祉に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、不許可決定処分は正当な理由があると考えている。

裁量権の逸脱による違法不当な処分。

許可申請1の目的は、「騒音等に関する説明の試験飛行のため」となっており、これは平成12年5月30日付農道離着陸場使用許可に端を発したトラブルを解決しようとするための、必要不可欠なものとして申請されたものである。

しかし、申請はトラブルを解決するために、地域住民との理解と合意が進められていない中でされたものであり、使用許可には地域住民の理解と合意が証明できる書面を求めたものである。

このことは、トラブルの原因が飛行に起因する騒音問題及び飛行区域だけのことであれば、許可申請1については当然の申請と考え理解をすることであるが、現状において住民合意が得られないのは、トラブル解決を進めようとしなない協会の姿勢に対する不信感であると考えている。

このことを鑑みても、この時期の試験飛行の必要性については考えられないものであり、地域住民の理解と合意がない以上、不許可とする処分については、裁量権の逸脱にはならないと考える。

以上のとおり、原処分は適法かつ正当なものであり、異議申立人の主張は、理由のないものである。

よって、主文のとおり決定する。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

[畑中栄和総務課長 降壇]

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

本件については、全議員中、菊地康雄議員並びに斎藤芳幸議員、議長を除く14名の議員をもって構成する、農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立て審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、14名の議員をもって構成する、農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立て審査特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決しました。今臨時会の会期中に審査を願ひます。

休 会 の 議 決

◎湯浅亮議長 お諮りいたします。

議案審査のため、8月22日から9月8日までの18日間、休会することにいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって、8月22日から9月8日までの18日間、休会することに決しました。

散 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

(宣告 10時20分)

第 2 日

平成14年第5回新得町議会臨時会（第2号）

平成14年9月9日（月曜日）午前11時開会

議事日程

日程番号	議件番号	議件名等
		諸般の報告（第2号）
1	諮問第2号	審査結果について

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）
 諮問第2号 審査結果について

出席議員（17人）

1番 川見久雄 議員	2番 藤井友幸 議員
3番 吉川幸一 議員	4番 千葉正博 議員
5番 宗像一 議員	6番 松本諫男 議員
7番 菊地康雄 議員	8番 斎藤芳幸 議員
9番 廣山麗子 議員	10番 金澤学 議員
11番 石本洋 議員	12番 古川盛 議員
13番 松尾為男 議員	15番 黒澤誠 議員
16番 高橋欽造 議員	17番 武田武孝 議員
18番 湯浅亮 議員	

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊	藤	敏	雄
監	査	委	員	吉	岡
					正

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助			役	鈴	木	政	輝
総	務	課	長	畑	中	栄	和
農	林	課	長	浜	田	正	利
庶	務	係	長	鈴	木	貞	行

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	佐	々	木	裕	二
書			記	渡		辺	美	恵
書			記	田		中	光	雄

開議の宣告

◎湯浅亮議長 本日の欠席届け出議員はございません。全員の出席であります。
ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

(宣告 11時00分)

諸般の報告(第2号)

◎湯浅亮議長 諸般の報告は、朗読を省略いたします。
別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

日程第1 諮問第2号 農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立てに対する決定について

◎湯浅亮議長 日程第1、諮問第2号、農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立てに対する決定についてを議題といたします。

地方自治法第114条の規定により、菊地康雄議員、斎藤芳幸議員の除斥を求めます。

[菊地康雄議員、斎藤芳幸議員 退場]

◎湯浅亮議長 本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員会の報告書説明は、会議規則第41条第1項の規定により、委員長の朗読をもって報告することにいたします。高橋委員長。

[高橋欽造委員長 登壇]

◎高橋欽造委員長 審査結果報告を申し上げます。

平成14年8月21日に付託のあった、農道離着陸場使用許可申請不許可決定処分等に関する異議申立ての決定書案に対する本特別委員会の審査結果について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

審査結果。本件は、諮問のとおり決定されることが適当である。

理由。論点となっている、審査基準に定める理由によらない違法な処分、裁量権の逸脱による違法不当な処分について、次のように判定し、審査結果の判断に至ったものであります。

1、審査基準に定める理由によらない違法な処分について。

審査基準とは十勝スカイスポーツ協会が指摘しているとおり、農道離着陸場条例及び農道離着陸場条例施行規則が該当し、この条例・規則には、住民合意についての記載がなく、使用許可等に関する詳細な審査基準が定められていないのは事実である。しかし、このことをもって住民合意は不要とする基準は導きだせない。

また、当初から双方が協力し合って住民合意に向け努力をしてきた経緯があることや、協会が申立書で仮にと認めていることから、住民合意の条件が不文の審査基準たりうるものである。したがって、これが農道離着陸場使用許可の審査基準となることは問題がないと判断する。

条例・規則に必要、不要の明確な基準が定められていないため、町長が、不文の審査基準により、周辺地域の住民生活の安全確保等のため住民合意の条件を付記することは、裁量権の範囲であり、違法な処分には当たらない。

2、裁量権の逸脱による違法不当な処分について。

次に、協会が主張するように、審査の判断が合理性を欠き、裁量権を逸脱したものであるかの点である。審査に当たっては、許可申請の内容、反対者の人数、反対の理由の合理性等を判断する必要があることは、協会が主張のとおりである。

この3点を検証すると、許可申請の内容については、騒音等の説明の試験飛行が使用目的とする協会の主張には妥当性がある。

反対者の人数については、協会は「反対者は3名のみ」とし、「一律に反対者が1名でもいれば不許可とする」といった基準は合理性を著しく欠き、裁量権を逸脱する判断」と主張しているが、周辺地域には3名のほか、町内会や多くの住民が反対している。

反対の理由については、騒音や飛行の危険性に大きな不安を抱き、日常生活の安全性や営農活動に支障を及ぼしている状況があった。

これらのことから、住民の安全の確保、公共の福祉等の観点から下した町の審査判断には妥当性があり、裁量権を逸脱したものとはいえない。

また、住民合意の取り付けは、町と協会どちらが行うのかの争点については、航空法第11条第1項ただし書きの規定による「超軽量動力機又はジャイロプレーン飛行許可の手引き」の指導内容に沿った飛行を協会に求め、協会が地域住民との問題解決を図ることを許可条件とする町の主張は合理性があるといえる。

付帯意見といたしまして、(1)農道離着陸場の多目的活用は、本町並びに佐幌地域の地域振興と施設の有効活用の観点から重要な課題である。

今回の異議申立てを教訓に、今後、騒音対策や安全飛行などのルールを確立して活用促進を図るため、利用者、地域住民、町など関係者が協議を行う機会の設定など、行政として課題解決に向けて積極的に取り組むべきである。

(2)施設管理者として、使用許可基準や施設使用基準並びにトラブル発生時の対応体制など、制度や基準の整備と明確化を図るべきである。

(3)本件、不許可決定処分の問題については、予測の困難性はあったと思われるが、町の当初の事業検証の不十分さや事業開始後の実態把握、問題発生後の対応の在り方は万全であったとは言い難く、本件がここまで混迷した一因になったといえる。

今後は、町理事者をはじめ職員が行政課題に速やかな対応ができる体制を構築すべきである。

以上を申し上げまして、皆様がたのご審議を賜りたいと思います。

[高橋欽造委員長 登壇]

◎湯浅亮議長 ただいま委員長から、報告がございました。

お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりと決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

◎湯浅亮議長 異議なしと認めます。

よって本件については、委員長の報告のとおりと決しました。

菊地康雄議員、斎藤芳幸議員の入場を求めます。

[菊地康雄議員、斎藤芳幸議員 入場]

◎湯浅亮議長 ここで、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。斎藤町

長。

◎齊藤敏雄町長 お許しをいただきましたので、一言申し述べさせていただきたいと思
います。

このたびの農道離着陸場使用不許可の決定処分に関連いたしまして、早速特別委員会
を設置していただきまして、また、精力的にご審議をいただきまして、ただいま、先に
諮問いたしました答申の議決をいただきましたことに、心より厚くお礼を申し上げたい
と考えております。

また、今特別委員会を通して、2名の参考人のかたがたにも、それぞれのお立場から
この問題についての主張、あるいは意見の陳述をいただきましたことに対しましても敬意
を表するしだいであります。

農道離着陸場をめぐって、こうした事態に立ち至ったことにつきましては、まことに
残念だと考えているところであります。今回の問題は、事業のスタート時点におけるそ
れぞれの認識の違いや、あるいはまた、十分な話し合いが結果として欠如していたとい
うふうに考えているところであります。また、同時に、スタートしてみなければ結果の
予測が困難な案件であったと、このようにも考えているところであります。

そうした面では、町といたしましても配慮に十分でなかった点もありまして、今後に
教訓を残したと考えております。

本件につきましては、飛行の仕方をめぐりまして、騒音やあるいは危険という問題、
また、参考人の意見の陳述のとおり、主張が平行線をたどっている状況にございまして、
したがって、町の立場といたしましては公共の福祉に重点をおいた判断をせざるを得な
かったということ、あらためてご理解を賜りたいと考えているところであります。

しかし、将来の多目的利用につきましては、農道離着陸場の運営委員会が設置をされ
ておりまして、その中で地域理解を図りながら今後検討していきたいとの共通の土台が
今回の審議を通してできたと考えております。そうした意味では今回の農道離着陸場
に關します特別委員会での審議を通して、それぞれの考え方も明らかとなりまして、その
成果が上がったと考えているところであります。

したがいまして、今後は個別のケースに応じて、付帯意見を踏まえながら多目的利用
の道を模索していきたいと、このように考えておりますので、今後ともよろしくお願
いを申し上げたいと思ひます。ありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

◎湯浅亮議長 これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。
よって、平成14年臨時第5回新得町議会を閉会いたします。

(宣告 11時13分)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員